

(港湾・漁港工事における週休2日確保工事等実施要領第8条)

令和8年7月1日以降に積算を行う工事から適用

週休2日確保工事等実施要領第8条で規定する週休2日に係る補正係数は、次のとおりとする。

港湾・漁港工事

現場閉所による 週休2日	4週8休 (28.5%以上)
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03